

從業禁止等ノ諸條約案ハ、同總會ニ出席シタル所ニシテ、
 而モハ時間制條約案ノ始キハ政府自カラ印度ト共ニ持殊
 トシテ取扱ヒテ要求シ其ノ交頓條件トシテ確實ニ其ノ實
 ヲ要約シタルコトハ記録ノ明示スル所デアル、然ルニ改
 ハ之ガ忠實ニ履行ヲ怠リ特殊國トシテ、九時間半時
 ヲ始メトシテ重要ニシテ且ツ緊急ヲ要スルモノ、一
 テ批准セザル有様デアリ、例ヘバカノ改正工場法、如キハ
 フシントン諸條約案ノ規定ニ及バサルコト甚ダ遠キモノ
 制定シテモ制定後三年ノ今日ニ至ルモ未ダ之ヲ實施セザル
 状態デアリ。
 斯ノ如キ日本政府ノ態度ハ、掩フベカラザル國際的欺
 ヲ曝露セルモノデアツテ、而モ政府自ラ國際労働權ノ價
 値ヲ否定スルモノナルコトヲ表示シテ餘リアリ、果セルハ
 ナ第七回労働總會ノ席上ニ於テ印度ノ政府、資本、労働
 ノ各代表ヨリワシントン條約實施ニ関スル日本政府ノ不
 義ヲ難詰セラレ、日本政府ニ其ノ公約ヲ無視セル怠慢ニ對

シテ答フル所ヲ知ラナカツタノデアリ、政府ハ退ニシテ
 トン諸條約ヲ批准實施シ、其他ノ各條約並ニ勸告ニ對
 誠意アル處置ヲ講ス下キテアル、然ラナレハ吾國全労働組合
 國際労働權制ニ對シテ、次第ニ否認的態度ヲ採ルニ至ラハ
 准フニ我國ニ於テ労働條約並ニ勸告、批准、遷滞セル言
 ル原因、一ハ日本政府が平和條約第四〇五條、權化ニ機關ヲ
 テ曲解シ、是等條約案並ニ勸告案ヲ立法會議ニ提出セズシテ
 樞密院ニ回附シテ一時ヲ糊塗シ來ルニ在スル、立憲國ニ於テ
 限アル機關カ立法議會ナル事ハ極メテ明白ナル事實デア
 労働條約ヲ國內法制トシテ制定スルニ當ツテハ先ツ之
 會ニ提出スハキモノナル事ハ、第七回労働總會ニ於テ
 労働代表ノ質問ニ對スル労働局長ノ回答ヲ見ルモ亦明
 デアル、然ルニ日本政府が其權限アル機關カ帝國議會ニ
 ラスシテ樞密院ナリト強辯シテ之ヲ改メガルカ如キハ實ニ
 厚願無恥無責任ナルト斷セザルヲ得ナイ。